

平成16年(2004年) 6月10日発行

発行／芦屋市生活環境部
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

●問い合わせ

ごみの収集について 環境処理センター
粗大ごみ受け付け(9時～12時、13時～16時)
環境衛生について 生活環境部総務課
環境保全について //
ごみの焼却・処分・持込 環境処理センター
リサイクル・パイプラインについて //

☎22-2155
☎22-2166
☎38-2050
☎38-2051
☎32-5391

四月からごみ収集の方法が変わりました

四月一日から家庭ごみを「燃やすごみ」「紙資源等」「燃やさないごみ」に分別して収集する方法を導入いたしました。誤って出されたごみについてはその都度イエローカードを貼つてお知らせしています。その中で生ごみについては長期間放置できませんので、四月中の毎週日曜日には市内のごみを収集しました。市民のみなさんのご協力によりまして、四月の最終日曜日には「燃やすごみ」がほとんど出ておりませんでした。今後も分別収集にご協力ををお願いいたします。

○ ごみの分別と出し方

市民の皆さんからのお問い合わせの中から、よくお尋ねのありました点を具体的に説明いたします。

「燃やすごみ」

出す時間については、これまで通り、午前八時三十分までに出してください。

「燃やすごみ」に該当するものを例示します。

「生ごみ類」

※「生ごみ類」は水を良く切って出してください。

「紙資源等」

※金具等がついていても、「燃やすごみ」で収集します。

「革製品」



問い合わせ 環境処理センターへ ☎22-2155

【布類】
※通常は「紙資源」の新聞紙等でも、油を染み込ませたりした再生不可能なものは、他の生ごみ等と一緒にビニール袋に入れていただければ収集いたします。
「燃やすごみ」として出してください。

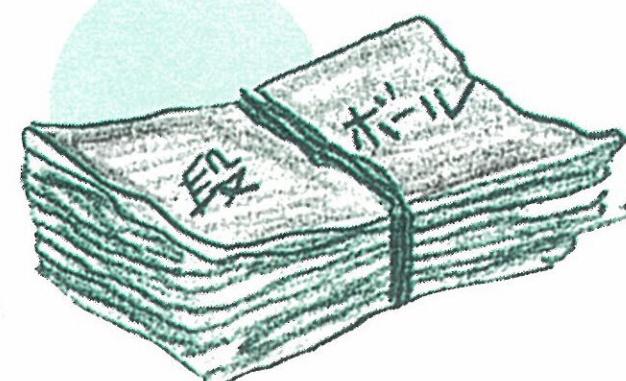
紙資源等収集指定週

第1週の水曜日	段ボール
第2週の水曜日	雑誌・チラシ等その他紙類
第3週の水曜日	ペットボトル PET
第4週の水曜日	新聞紙・紙パック類
第5週の水曜日	段ボール

※第6週がある場合は「段ボール」の収集です。



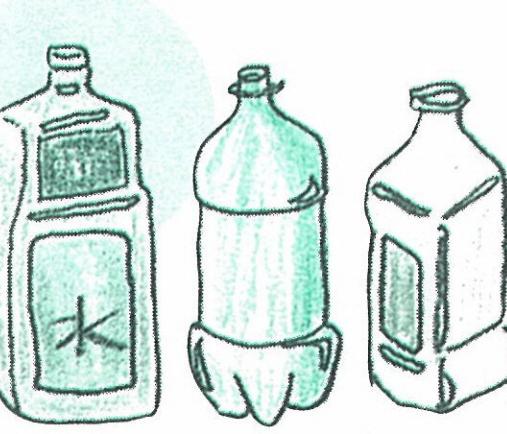
※「段ボール」は、第一週と第五週に収集します。少量でも、ひもでくくつて出ししてください。



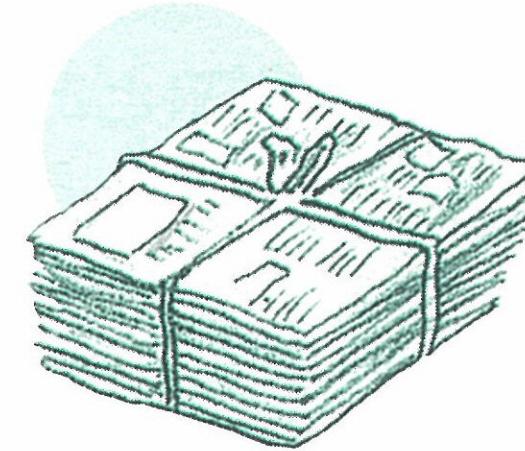
「紙資源等」は、市内全域が水曜日の午前中収集です。午前八時三十分までに雨でも収集しますが、収集当日雨がひどい時は、なるべく次回の収集日に出してください。

地域の「資源ごみ集団回収」に出している人は、引き続き「資源ごみ集団回収」に出してください。

※「ペットボトル」も第三週の午前中収集ですので、午前八時三十分までに出してください。



※「新聞」と「紙パック」は第四週の水曜日に収集します。それぞれを別々にひもで十字にしばつて出してください。

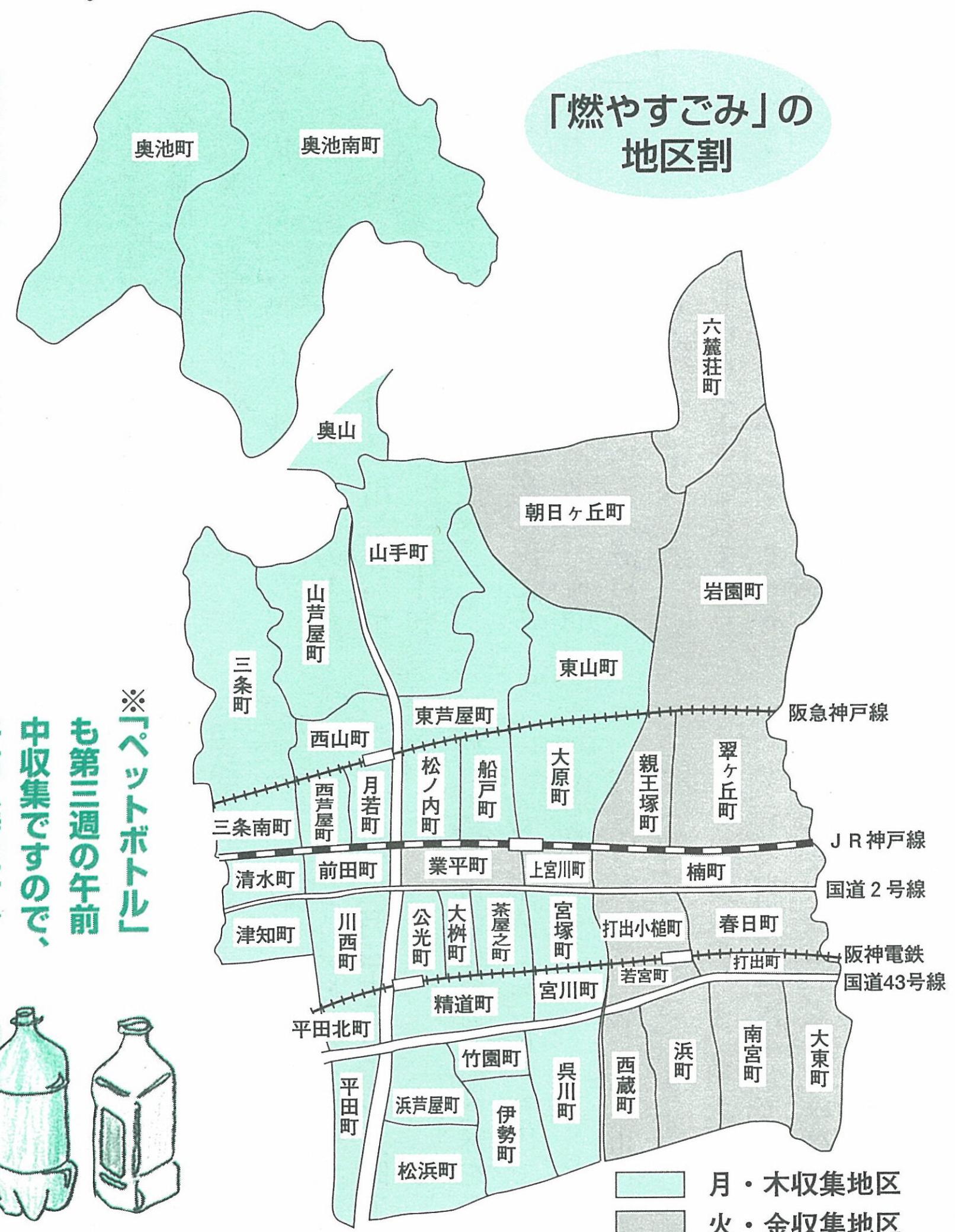


※「新聞」のチラシは、取り出して分けてください。「雑誌・チラシ等その他紙類」の日（第二週の水曜日）に出してください。

※「雑誌・チラシ・封筒やお菓子の箱・ティッシュペーパーの箱等、紙類で「段ボール」「新聞」「紙パック」以外のものはここに分類し、第二週の水曜日に出してください。

お知らせ

紙資源等の回収開始に伴い、市内学校や公共機関に設置していた牛乳パック等の回収箱を撤去します。再資源化の取り組みにご協力いただき、ありがとうございました。今後は、地域の集団回収か市の紙資源等の回収にお出しください。



燃やさないごみの指定週等が変わりました

四月一日から「燃やさないごみ」については、これまでどおり市内を五地区に分けて、週一回収集ですが、収集する曜日を一部変更しました。左図と表で確認してください。出される時間はこれまでどおり、毎の二時三十分までに出してください。

月曜日	山芦屋町	西山町	翠ヶ丘町	宮川町	精道町	春日町	打出小槌町
	打出町	若宮町	高浜町				
火曜日	三条町	奥山	山手町	月若町	西芦屋町	三条南町	前田町
	清水町	川西町	津知町	平田北町	平田町	若葉町	
水曜日	奥池町	奥池南町	東山町	東芦屋町	船戸町	松ノ内町	南宮町
	大東町	浜町	西藏町	陽光町	海洋町		
木曜日	朝日ヶ丘町	楠町	宮塚町	茶屋之町	大槻町	公光町	業平町
	上宮川町	緑町	潮見町				
金曜日	六麓荘町	岩園町	親王塚町	大原町	竹園町	浜芦屋町	吳川町
	伊勢町	松浜町	新浜町	浜風町			



「燃やさないごみ」のうち、「その他燃やさないごみ」が増えてきましたので、収集するごみの指定週を変更し、「その他燃やさないごみ」の日を増やし、ペットボトルは第三週の水曜日（午前中）に収集することにしました。指定週について、別表でよく確認いただけます。

「燃やさないごみ」

問い合わせ 環境処理センターへ ☎ ②2-1-55

「燃やさないごみ」のうち、「その他燃やさないごみ」が増えてきましたので、収集するごみの指定週を変更し、「その他燃やさないごみ」の日を増やし、ペットボトルは第三週の水曜日（午前中）に収集することにしました。指定週について、別表でよく確認いただけます。

い。指定週の違うものが出された場合は収集できませんので、間違いないようにお願いいたします。ごみステーションへ午前中から出す場合は、午前中に収集する「燃やすごみ」や「紙資源等」から少し離して置いてください。

「ビンの日」

：第一週と第五週収集です。中味を出し、水洗いしてから出してください。キャップやラベルをはずし、キップが金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」へ出してください。キャップの一部が輪状で残り取り外せない場合は、そのまま出してください。



「カンの日」

：第三週収集になりました。中味を出し、水洗いしてから出してください。



収集するごみの指定週を変更

収集の指定週	第1週	ビン
収集の指定週	第2週	その他不燃ごみ
収集の指定週	第3週	カン
収集の指定週	第4週	その他不燃ごみ
収集の指定週	第5週	ビン

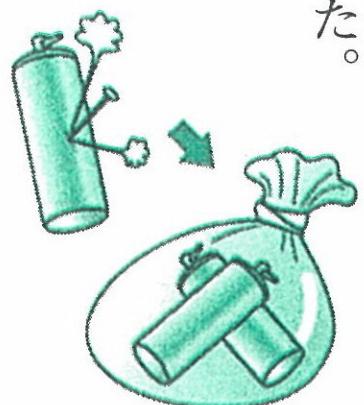
※第6週がある場合は「ビン」の収集です。

同様にお願いします。
包丁、はさみも



セットコンロ用ガスボンベ・スプレー式容器・整髪料・殺虫剤・力

等は、風通しの良い場所で穴を開けて袋に入れて出してください。昨年度はカセットコンロ用ガスから引火してごみ収集車が燃える事故が二度もありました。



○週の数え方（これは従来どおりで、変更ありません）

7月のカレンダーを例として説明します。
1日（木）～3日（土）が第1週です。あらたに日曜日からはじまる4日（日）の週は第2週です。紙資源等回収日については、7月は、第1週の収集日がありません。（そのかわり6月の第5週として30日が収集日となります。）

日	月	火	水	木	金	土	7月
				1	2	3	第1週 ビン
4	5	6	7	8	9	10	第2週 その他
11	12	13	14	15	16	17	第3週 カン
18	19	20	21	22	23	24	第4週 その他
25	26	27	28	29	30	31	第5週 ビン

「粗大ごみ」

今回変更はなく、「粗大ごみ」は従来どおりの収集方法です。

○申込み制：専用電話 ☎ ②2-1-66へ

申し込みでください。受付は、月曜日～金曜日の九時～十二時と十二時四十五分～十六時です。

○有料：芦屋市の粗大ごみ処理券を必要

枚数購入し（一枚三百円です。お近くのスーパー・コンビニエンスストア・雑貨店・市役所売店等で販売しています）、氏名を記入してください。

④こちらから予約状況にあわせて可否の連絡と確認をします。これが済めば正式受付終了

⑤収集日が指定されているマンションについては、らかじめ問い合わせてください。（☎ ②2-1-66）

（申込時に確認いただけます。）

必要枚数は「家庭ごみハンドブック」でもわかりますが、申し込む時にも確認いただけます。

「その他燃やさないごみ」

：第二週と第四週収集になりました。破碎を要するもの、縦・横・高さのいずれもが三十cmになります。小さな家電製品は、ほぼこれに該当します。

ガラス類・瀬戸物類

：割れたものは厚紙等に包み「キケン」と書いて出してください。

表① 芦屋市が引き取る場合の手数料

取扱区分	種 別	手 数 料
市が収集する場合	冷蔵庫、冷凍庫	6,900円
	エアコン、洗濯機	6,300円
	テレビ	4,200円
環境処理センターへ搬入する場合	冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機	5,100円
	テレビ	3,600円

表② リサイクル料金

リサイクルにかかる料金
エアコン 3,500円
テレビ 2,700円
冷蔵庫・冷凍庫 4,600円
洗濯機 2,400円

*メーカーにより料金が異なるものがあります。別途消費税、地方消費税がかかります。

家電五品目を市が引き取る場合は、左表①のリサイクル料金と表②の手数料の合計額が必要です。この場合、ごみを出される方が、①～②の手続きをした後市へ申し込んでください。

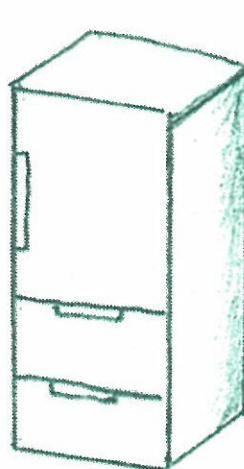
「パーソナルコンピューター」については、原則として市環境処理センターではなく、メーカーに引きとつてもらう事となっています。家電五品目はリサイクルが義務づけられています。市が環境処理センターにいったん集めた後、ポートアイランド等の集積所に持ち込むか、販売店が集めて、直接集積所に持ち込むことになります。

収集方法が異なる家電製品の処理について

○粗大ごみ等についての問い合わせについて

んで指定された場所（右側面上部）に貼る。

ただくと、下取りの場合以外でも収集します。上表①のリサイクル料金と、表②の回収料金の合計額が必要です。この場合①～②の手続きも同時に処理してくれます。



表③ 販売店の回収料金

収集・運搬にかかる料金
販売店に表示されている料金（販売店により異なります。） 3,000～5,000円

理をするものは、いずれかの一边がおむね三〇cm以上のものをいいます。また、破碎処理を要しないものは、いずれかの一边がおむね五〇cm以上のものをいいます。

●質問 粗大ごみとその他燃やさないごみの区別がよくわからない。

○答え 目安として、粗大ごみ＝破碎処理を要するものは、いずれかの一边がおむね三〇cm以上のものをいいます。また、破碎処理を要しないものは、いずれかの一边がおむね五〇cm以上のものをいいます。

●質問 ヘルスメーターは粗大ごみとありますか。我が家のはとても小型なものです。

●質問 電気ポットは粗大ごみですか。電気ポットは、高さが三十cm未満の時は、「その他燃やさないごみ」にしてください。

集します。

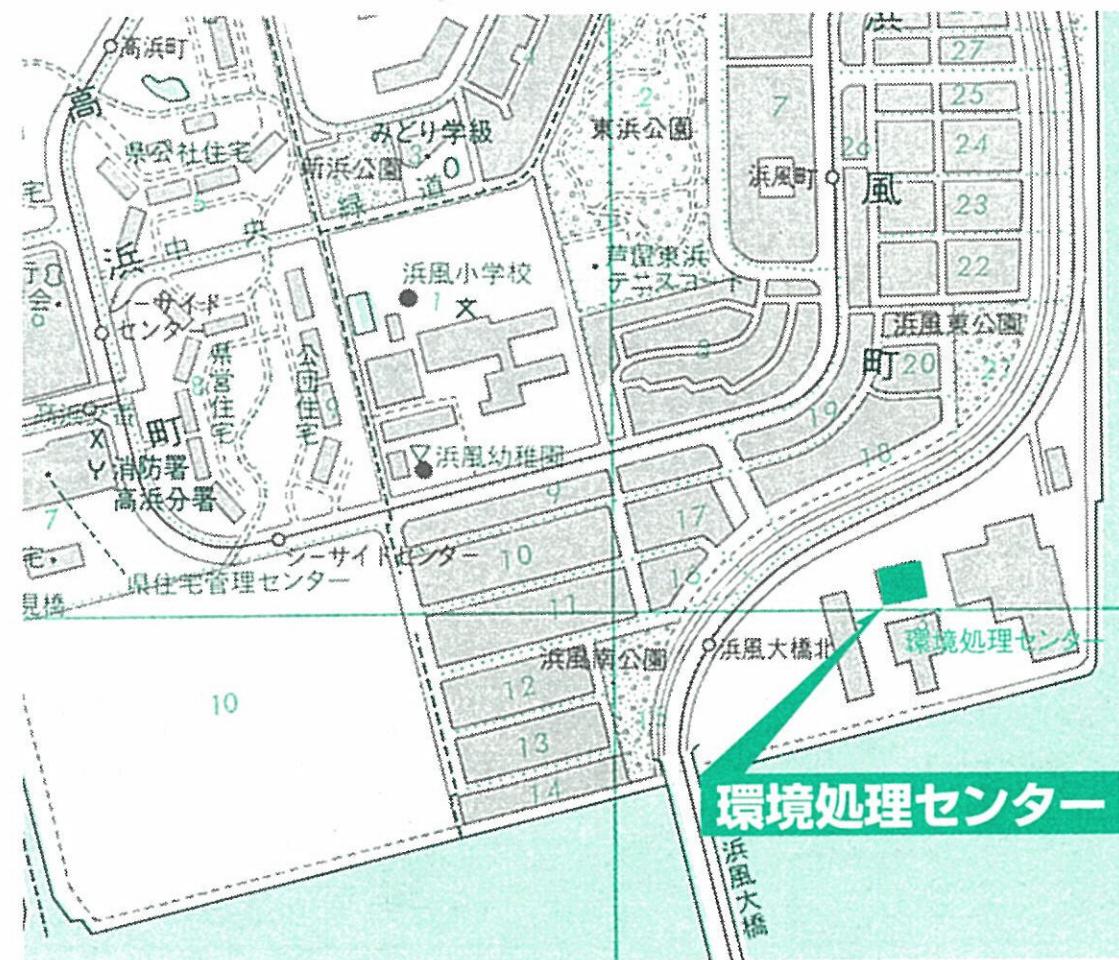
●質問 大型金庫は粗大ごみですか。
○答え 芦屋市では卓上型は粗大ごみとして収集しますが、それ以上の大きいものは収集できません。取扱店へ依頼してください。（有料）

●質問 消火器はどうすればいいですか。
○答え 芦屋市では収集できません。他に収集できません。ただし、瓦礫等は瓦・レンガ等をタイヤ・バッテリー等の建築廃材等へ依頼してください。（有料）

●質問 電気製品は、すべて収集できないのですか。
○答え 家電五品目とパソコン以外の電気製品は粗大ごみとして収集できません。

①受付時間（日曜日休み）
月曜日～金曜日：九時～十一時三十分、
土曜日：九時～十六時三十分、
②処理手数料
10kgまで無料、百kgごとに九百円現金納付です。粗大ごみ処理券は使用できません。

ごみの持ちこみ



危険物、処理困難物を除き、市内で発生した一般家庭ごみと市内の事業所のごみに限り、市環境処理センターに持ち込むことができます。

「燃やすごみ」はパイプライン施設で収集します。パイプラインに投入可能なごみは、台所のごみ・草木類・プラスチック類・紙くず類・布類・その他革製品・ゴム類です。無理なく投入できる形状で、投入してください。「その他燃やすごみ」（パイプラインの投入口に入らないごみ）は、第2週の木曜日に収集します。午前8時30分までに出してください。「燃やさないごみ」の指定週は、右記のとおりです。昼の12時30分までに出してください。「紙資源等」についても水曜日（午前8時30分までに出してください）に収集します。

	その他の不燃ごみ	カ ル	ビ ノ	ペットボトル
高浜町	第2・4週月曜日	毎週月曜日	「ビン」はコンテナへ	第1・3・4・5週木曜日（午前中）
若葉町	第2・4週火曜日	毎週火曜日	「ビン」はコンテナへ	第1・3・4・5週木曜日（午前中）
陽光町・海洋町	第2・4週水曜日	第3週水曜日	第1・5週水曜日	第3週水曜日（午前中）
塩見町・緑町	第2・4週木曜日	第3週木曜日	第1・5週木曜日	第3週水曜日（午前中）
新浜町・浜風町	第2・4週金曜日	第3週金曜日	第1・5週金曜日	第3週水曜日（午前中）

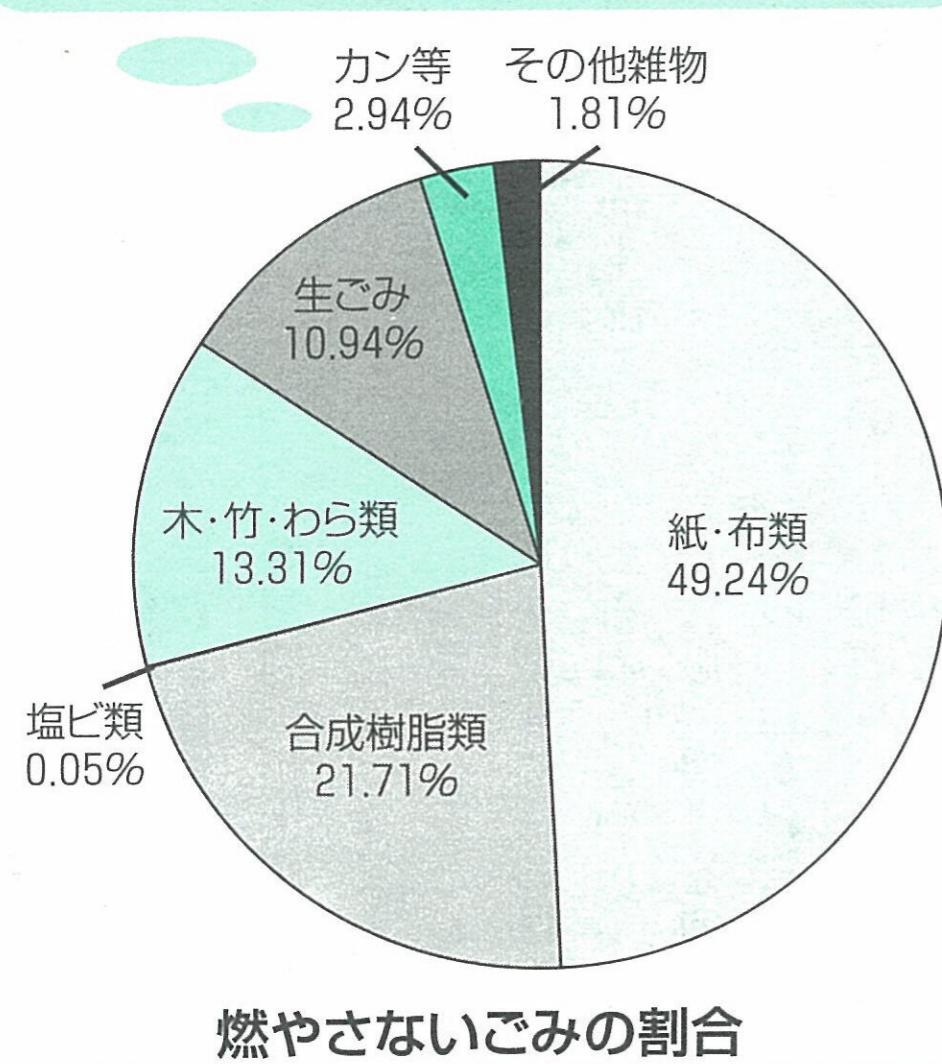
*ビンのコンテナのある場所では「ビン」はコンテナへ

環境にやさしい5R生活のすすめ

環境処理センターでは、下図のとおり
焼却処理の他、リユースとリサイクル事
業を行っています。またその他のRの啓
発も積極的に行ってています。またその他のRの啓
美い環境を守り育てるため、皆さん
の一層のご協力をお願いします。

- (1) 燃やすごみの割合
- (2) 燃やさないごみの割合
- (3) リサイクル (資源として使う)
- (4) リユース (繰り返し使う)
- (5) リペア (修理して長く使う)

紙・布類が一番多く、全体の約49%。カン等
の燃やさないごみが約3%混入しています。



収集品目以外の物が捨てられているため、選別処理に困っています。

カンの日		その他の不燃ごみの日	
カン類	77%	ビン類	3%
ビン類	10%	ガラス類	11%
その他	13%	金属類	15%
ビンの日		カン類	
ビン類	76%	その他	66%
ガラス類	21%		
その他	3%		

ペットボトルの割合

ペットボトルの日		キャップを取り		水洗い		つぶしている	
ペットボトル	84%			70%			
プラスチック	3%				64%		
ダンボール等	13%					85%	

ごみを捨てる時のお願い!!

- 燃やすごみの日：燃えるごみだけを捨ててください。
- 燃やさないごみの日：決められた品目だけを捨ててください。
- ペットボトルの日：ペットボトルだけを捨ててください。

わたしたちは、毎日たくさんモノを使いながら、生活を豊かにしてきました。そして、モノを使った後は、そのままごみとして捨てています。わたしたちがごみとして捨てているモノの中には、まだ使えるモノ、資源として使えるモノがたくさんあります。ごみを減らすということは、モノの使い捨てをなくすということ、資源を大切に使うということです。

また、わたしたちが便利な生活に慣れている一方で、世界にはモノがなくて困っている人や生き物もいます。みんなが楽しく元気に暮らすためにも、美しい環境で生活していくためにも、そして美しい地球をまもるためにも、環境にやさしい生活(5R生活)をはじめませんか?

ごみを減らす方法

「5R」5つのRで始まる行動です。

- (1) リデュース (ごみになるモノを減らす) 食材や日用品などは、最後まで使い切りましょう。

- (2) リユース (繰り返し使う)

買い物にはマイバッグ(買い物袋)

自分で使わないモノは、フリーマーケット等を活用して、誰かに使ってもらいましょう。

家具や自転車は、修理をしながら長く使いましょう。

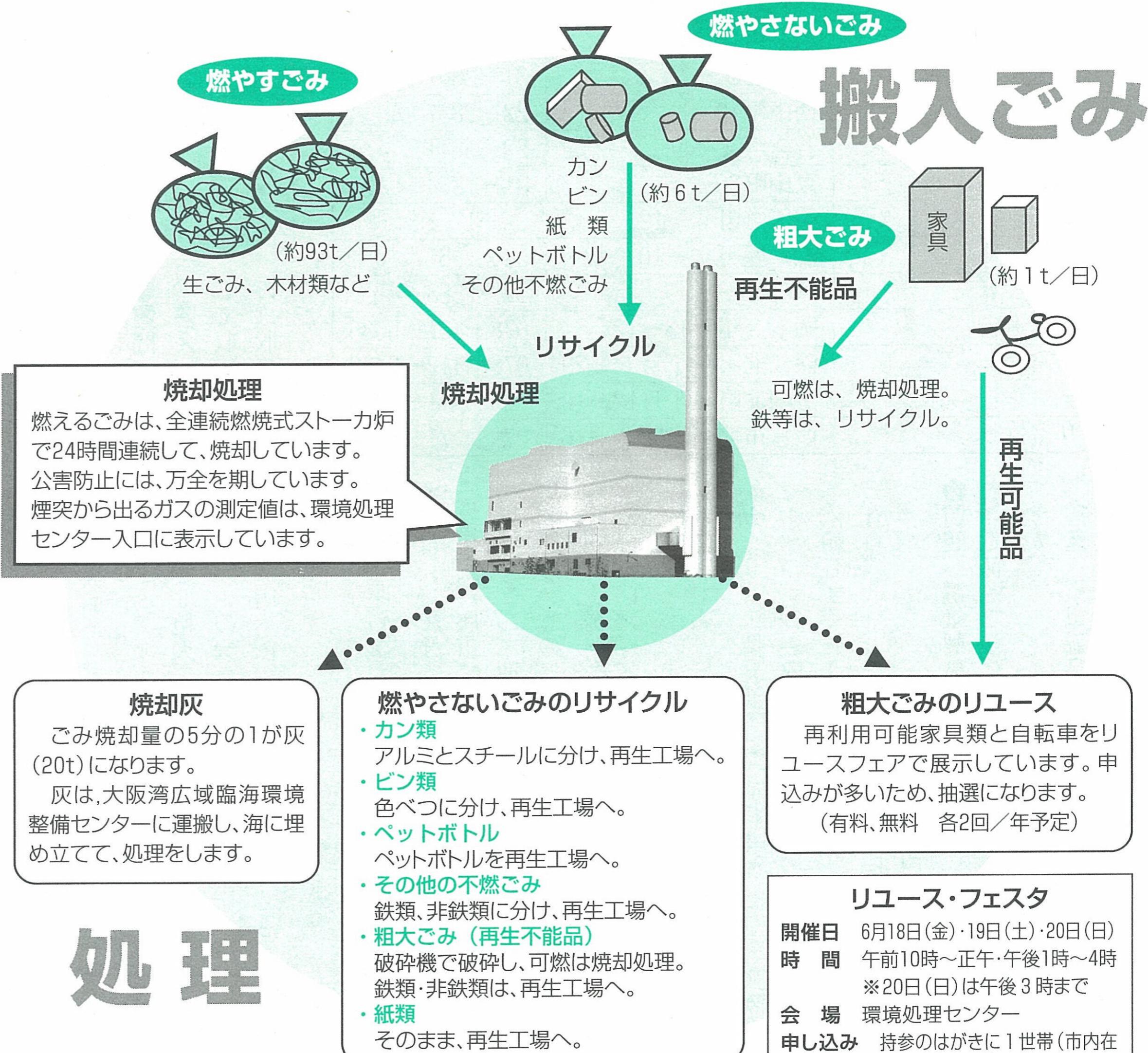
(4) リユーズ (不要なモノは受取らない)

新聞紙や雑誌・缶などは、資源回収に出しましょう。

(5) リペア (修理して長く使う)

家具や自転車は、修理をしながら長く使いましょう。

環境処理センターでは、搬入されたごみを次のとおり、処理しています。
ごみの減量化、再資源化にご協力をお願いします。



処理

ごみを捨てる前にもう一度考えて!!

捨てれば、「ごみ」
リサイクルすれば、「資源」
捨てるより、「使う工夫」

リユース・フェスタ

開催日 6月18日(金)・19日(土)・20日(日)
時間 午前10時～正午・午後1時～4時
※20日(日)は午後3時まで
会場 環境処理センター
申し込み 持参のほかに1世帯(市内在住者)・1品目のみ記載し下記へ。
※重複、代理等の申し込みはできません
引き取り日 6月26日(土)・27日(日)
問い合わせ 環境処理センター
施設担当 ☎32-5391

環境処理センターの運転状況結果(平成15年度) (運転状況および各種調査・測定を実施した結果をお知らせします。)

1 焼却灰熱灼減量 単位: % (2)振動

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	3.65	10.00

2 騒音・振動・臭気

(1) 騒音 単位: dB

区分	焼却炉運転中	敷地境界内における基準値
境界内		
境界外		
測定日	H15.11.18～19	—
朝6時～8時	47	49
昼8時～18時	51	54
夕18時～22時	46	48
夜22時～翌6時	44	45

3 大気環境調査

区 分 単位

焼却炉運転中 敷地境界内における基準値

測定日 H15.10.8～9 H16.2.18～19

浮遊粒子状物質 ng/m³ 0.025 0.036 0.031 0.040 0.100

二酸化硫黄 ppm 0.008 0.009 0.005 0.008 0.040

二酸化窒素 ppm 0.030 0.056 0.024 0.060 0.040～0.060

一酸化窒素 ppm 0.017 0.090 0.011 0.055 —

塩化水素 ppm <0.001 <0.001 <0.001 0.001 —

4 排出ガスの排出濃度

区 分 単位

1号炉 H15.5.16 H15.11.6 H15.7.9 H15.9.5 H16.1.16 H16.3.4 —

ばいじん g/m³ 0.001 0.002 <0.001 <0.001 <0.001 0.02

硫黄酸化物 ppm <0.8 3.0 1.9 1.9 1.5 4.1 20

窒素酸化物 ppm 17.3 11.1 22.0 49.0 21.7 22.6 60

塩化水素 ppm 5.5 9.3 5.1 23.7 10.8 11.7 25

5 排ガス中のダイオキシン類 単位: 等価換算値 ng-TEQ/m³

区 分 1号炉 2号炉 規制値

測定日 H15.5.16 H15.9.5 —

ダイオキシン類 0.022 0.057 1.00

6 焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類 単位: 等価換算値 ng-TEQ/g

区 分 焼却灰 バグ灰 規制値

測定日 H15.9.24 —

ダイオキシン類 0.00099 0.10(※) 3

*バグ灰は、薬剤処理をしているため、基準(規制値)を適用しない。

問い合わせ：
環境処理センター ☎32-5391

「芦屋市の環境についてのアンケート調査」

の概要を報告します

問い合わせ
生活環境部総務課
☎ 0820-51

本市では、平成七年に「芦屋市環境計画」を策定し、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指した種々の施策を進めてまいりました。しかし、地球環境に対する意識の高まりや阪神・淡路大震災の経験などを踏まえ、今後の環境づくりを考えしていく必要があります。

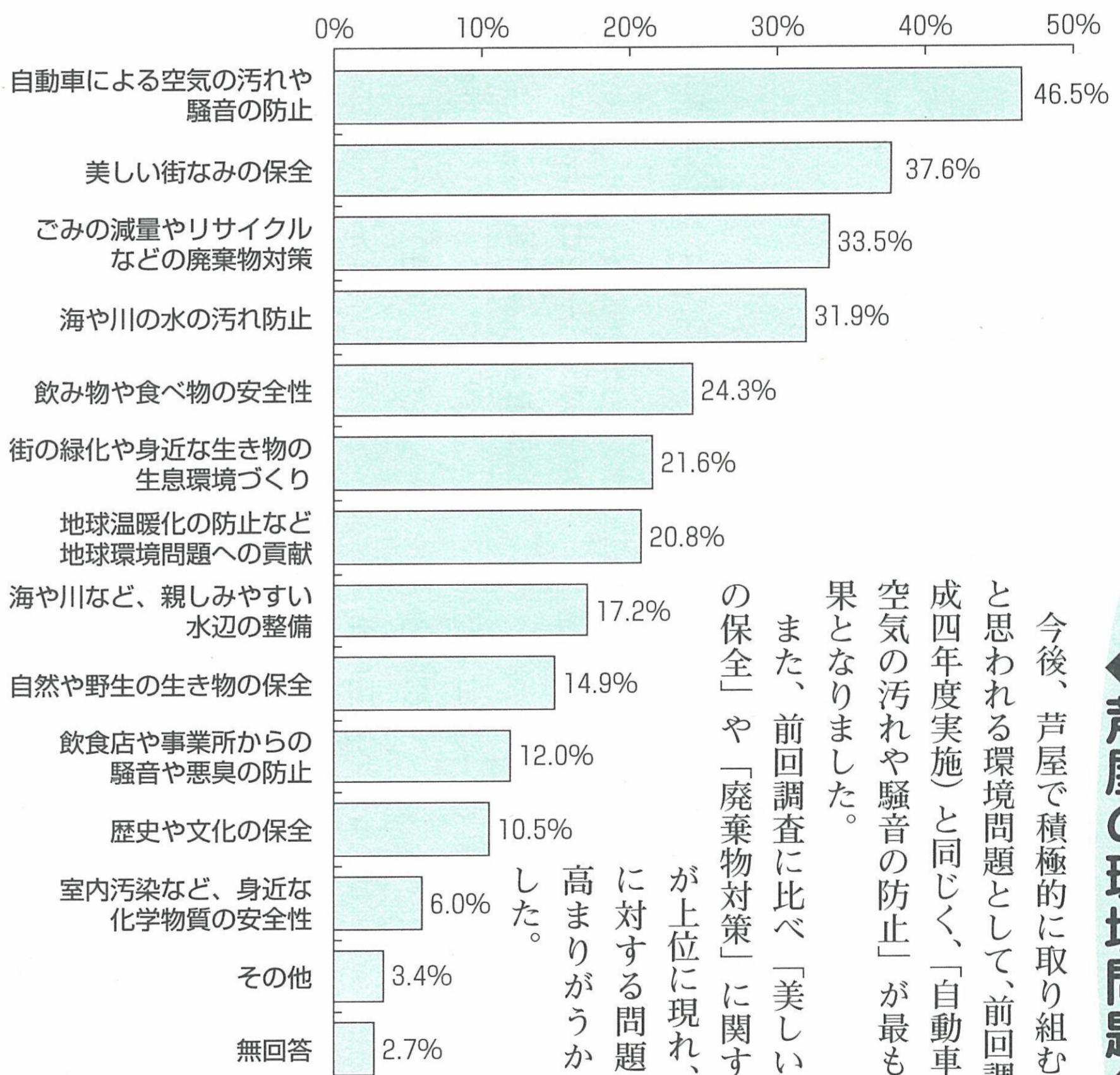
このような状況の中で、昨年十一月、市民の皆さんにご協力いただいた「芦屋市の環境についてのアンケート調査」は、「(仮称) 新芦屋市環境計画」の策定に必要な基礎資料とするために、二十歳以上の市民二千人を対象に実施させていただき、千六十七人(回収率五三・四%)の方から回答を得ることができました。また、各小中学校からは、各一クラスを対象に、中学二年生八十六人、小学四年生四百七十九人から協力をいただきましたので、その概要を報告します。

◆お住まい近くの環境について◆

芦屋に「ずっと住み続けたい」六五・一%、「当面は住み続けたい」二八・七%と、永住意向を持つ人の割合は非常に高く、お住まい近くの環境の総合的な満足度としては、「とても満足」四・八%、「満足」五五・三%と、約六割の人人が満足されていました。

特に、「山の緑の豊かさ」「自然景観の良さ」、「川や池の水辺の環境の良さ」、「川や池の水のきれいさ」、「海辺の環境の良さ」、「海のきれいさ」、「生き物の多さ」、「自然とふれあう場所の多さ」、「道路整備・交通の便利の良さ」、「空気のきれいさ」、「公園の整備や緑地の多さ」、「街なみの良さ」、「歴史的・文化的的魅力の豊かさ」、「まちの静けさ」、「まちの清潔さ」、「ごみ出しマナーの良さ」、「近所づきあいの良さ」、「まちの活発さ」、「山の緑の豊かさ」、「まちの活発さ」は児童が高いなど、市民・児童・生徒の間で、意見に差がみられる項目もありました。

◆芦屋の環境問題◆



◆芦屋の魅力について◆

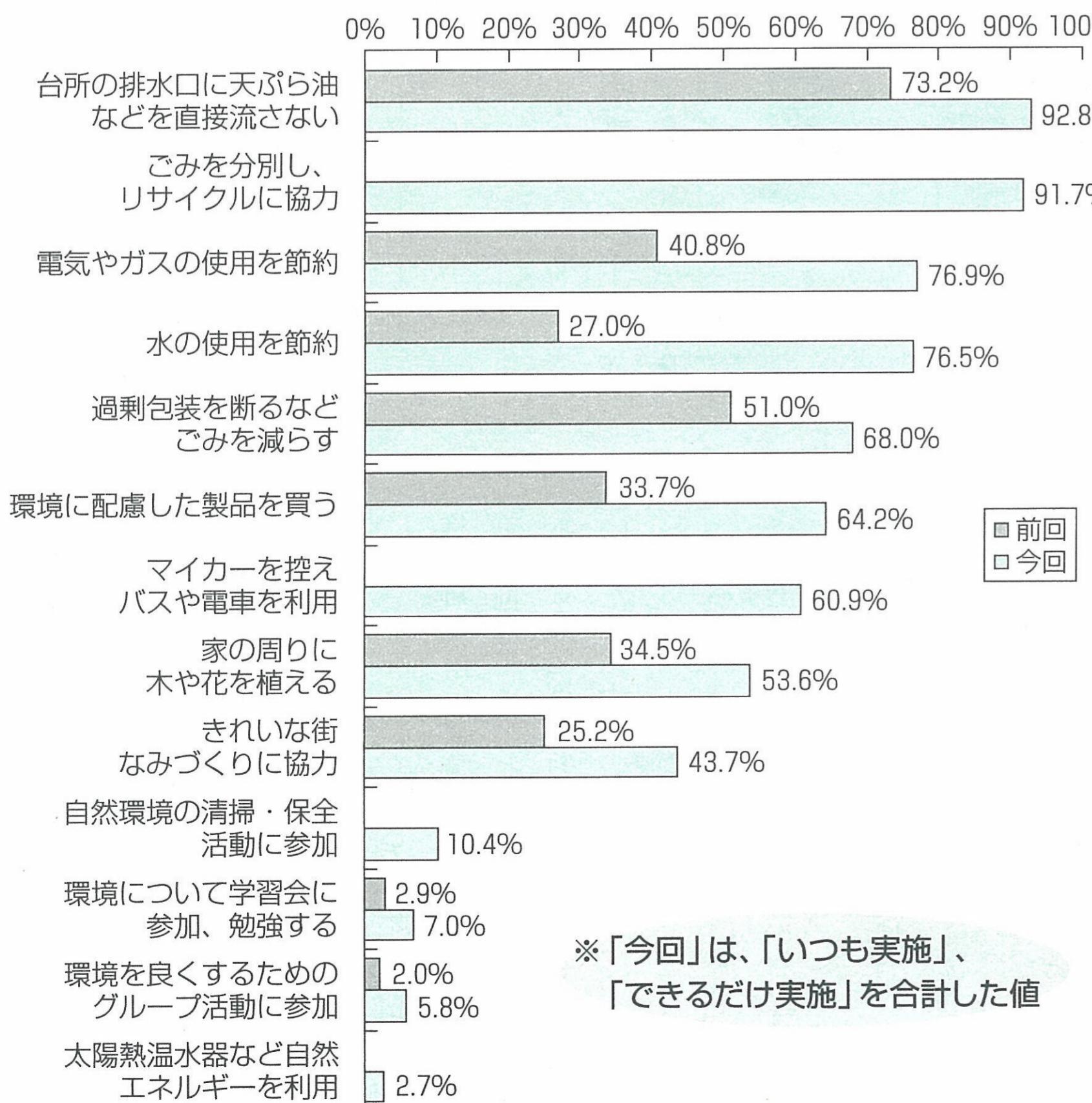
市民の皆さんが多い切にしたい、残したいと思う「芦屋の魅力」は、大人から子どもまで世代を通して「芦屋川」との意見が最も多くなっていました。大人は、芦屋川に次いで「街なみのきれいさ」「緑の豊かさ」「景色の良さ」「公園の整備」「静かで落ち着いている」「上品な雰囲気」などをあげている方もいました。また、児童・生徒は「自然」や「公園」の他、「サマー・カーニバル・夏祭り」をあげていました。

芦屋の魅力

順位	市民	生徒	児童
1	芦屋川	芦屋川	芦屋川
2	街なみのきれいさ	サマー・カーニバル・夏祭り	山の自然
3	緑が豊かなこと	山の自然	公園
4	芦屋川の桜並木・松並木	公園	自然
5	環境・景色の良さ	自然	川

注) 上位5つまで

現在の環境保全活動



◆芦屋の環境問題◆

今後、芦屋で積極的に取り組むべきだと思われる環境問題として、前回調査(平成四年度実施)と同じく、「自動車による空気の汚れや騒音の防止」が最も多い結果となりました。

また、前回調査に比べ、「美しい街なみの保全」や「廃棄物対策」に関するもの果となりました。

が上位に現れ、これらに対する問題意識の高まりがうかがえました。

が上位に現れ、これらに対する問題意識の高まりがうかがえました。

一方、「経済的な負担が伴うもの」や「グループで活動するもの」はまだ少ない状況でした。

一方、「経済的な負担が伴うもの」や「グループで活動するもの」はまだ少ない状況でした。

としては、「情報が不足している」や「時間がない」、「機会や場所がない」などがあげられ、また、環境学習を進めるためには効果的な方法としては、「学校の授業で積極的に行う」「見学・体験型の学習を多くする」などがあげられています。

環境保全活動に取り組めない主な理由としては、「情報が不足している」や「時間がない」、「機会や場所がない」などがあげられ、また、環境学習を進めるためには効果的な方法としては、「学校の授業で積極的に行う」「見学・体験型の学習を多くする」などがあげられています。

◆現在の環境保全活動◆

普段の生活の中で実施している取り組みとして、「台所の排水口に天ぷら油などを直接流さない」「ごみを分別し、リサイクルに協力」「電気やガス、水の使用を節約」などが上位になっています。

前回調査に比べ、このような身近な取り組みを実施している割合が大きく増え、環境保全に対する意識が定着してきたものと考えられます。

一方、「経済的な負担が伴うもの」や「グループで活動するもの」はまだ少ない状況でした。

考えよう! ペットの飼い方とマナー

飼い主としてのマナーを守りましょう!

犬や猫に関する苦情や相談が、県や市に数多く寄せられています。

ペットのしつけとふんの始末は、飼い主としての当然の義務です。ペットを飼っている人は、今一度、周囲に迷惑をかけないか点検し、マナーを守つた飼い方を心がけましょう。

猫にえさを与える前に

他人に迷惑をかけないためにー

「おなかをすかしている野良猫にえさあげたい」という気持ちは人として誰もが持っている気持ちですが、安易な気持ちでえさを与えた結果、不幸な猫をどんどん増やしてしまったという結果につながりかねません。また近所に迷惑をかけ続けることもあります。



フンの放置は禁止です!

犬や猫を飼つたら……

犬の鳴き声に注意を!

特に夜間や早朝の犬の鳴き声は、飼い主は気にならなくても、周囲の人には迷惑になる場合がありますので、普段から、正しいしつけを心がけてください。

●犬を飼うには、登録と狂犬病予防注射が必要です。

犬を飼つた場合は、必ず予防注射を受けさせ、市に登録しましょう。又、鑑札と注射済票は必ず犬につけておきましょう。鑑札がついていれば、犬が迷子になつたときも、飼い主を調べることができます。

●散歩の時は必ずリードを!

犬が大好きな人もたくさんいますが、犬が苦手な人もたくさんいます。散歩の時は、必ずリードをしてください。

●ペットのふんは必ず持ち帰りましょう!

ペットのふんを放置することは、マナー違反だけでは済みません。ハエやうじ虫など、衛生害虫の発生源の一つにもなっています。

猫の引き取り

○日 時

偶数月(四月・六月・八月・十月・十二月・平成十七年二月)の第三水曜日の午前九時三十分~午前十時

○場 所

市役所南館玄関横

犬の引き取り

○日 時

火曜日 午前九時~正午
木曜日 午後一時~五時

○場 所

兵庫県動物愛護センター

☎ 06-6432-4599

例では、動物がみだりに繁殖して飼主としての責任が果たせない恐れがある時は、去勢・避妊などの繁殖を防止する措置を講じるよう努めることとされています。また、生まれた子犬や子猫を飼えないからといって安易に捨てることは決して許されることではありませんし、動物への虐待として罰せられことがあります。

そのため、県や市では犬や猫の引き取り制度を実施しています。やむを得ず飼えなくなつた動物は、絶対に捨てずにこの制度を利用してください。

●死獣の引き取り

○手続き

開庁日 午後二時三十分までに市生活環境部総務課(☎ 2121-2050)

閉庁日 市役所(☎ 2121-3121)へご連絡ください。

※持ちこまれる場合は、開庁日の午前九時から午後五時(正午から午後〇時四十五分を除く)に生活環境部総務課までお越しください。

●問い合わせ

兵庫県動物愛護センター
☎ 06-6432-4599

犬・猫の引き取り制度

○費用 生後九十一日以上の猫は、一匹につき一、七〇〇円。

生後九十日以下の猫は、十匹まで一、七〇〇円。

※飼主のいない捨て猫は無料です。

※県動物愛護センターに直接持ち込む場合は、毎週水曜日午前十時~十一時

清潔なまちづくりにご協力を

市では、五月七日に地域で美化に取り組んでいただきました。各自治会から御推薦いただきました七十八名の方を美化推進員さんとして委嘱させていただきました。ごみのポイ捨て防止には市民の皆様の御理解と御協力が不可欠ですので、美化推進員さんとの連携による清潔なまちづくりに御協力いただきますようお願いいたします。

●バスの停留所等公共の場所での空き缶やタバコの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。

ごみは持ちかえりましょう。喫煙される方は携帯用の吸い殻入れをご使用下さい。

●タバコを吸われる方はマナーを守りましょう。

ご使用下さい。

●用意するもの

飼犬の場合は、犬の鑑札と最新年度の注射済票(引き取り、持ち込みとも)をご用意ください。

●持参するもの

①犬の鑑札 ②最新年度の注射済票

ただし、生後九十日以下の犬は不要

生後九十一日以上の犬は、一匹につき一、七〇〇円。

生後九十日以下の犬は、一匹まで一、七〇〇円。

○引き取り

開庁日 午後二時三十分から四時までに職員が引き取りに伺います。

閉庁日 土・日曜日の場合は、月曜日の午後二時三十分から四時までに引き取りに伺います。

長期休日(大型連休又は年末年始など)の場合は、別途広報でお知らせします。

○費用

飼主のいる動物 大型犬等(動物) 一匹 三、〇〇〇円
中型犬等(動物) 一匹 二、五〇〇円
小型犬等(動物) 一匹 二、〇〇〇円

○設置場所

呉川町14番10号 ☎ 32-0204

温泉の持ち帰り時間は、午前11時から午後7時まで。

「あしゃ温泉」のご案内

平成7年12月のオープン以来、神経痛や疲労回復等に効能があることから、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

温泉水も、1回20リットルまで無料で持ち帰ることができます。

営業時間 午後2時~午後10時まで

休業日 ・毎週火曜日及び毎月第1・3水曜日
ただし、当日が国民の祝日に当たるときは除く。
・1月1日~1月3日まで

設置場所 呉川町14番10号 ☎ 32-0204